**◎日常生活機能評価**

地域連携パスによるリハビリテーションの効果を測る際に必須とされる患者の機能評価で**13項目19点**からなる。点数が高いほど介助 、看護が必要である。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 患者の状況等 | 点数 | | |
| 0点 | 1点 | ２点 |
| １ | 床上安静の指示 | なし | あり |  |
| ２ | どちらかの手を胸元まで  持ち上げられる | できる | できない |  |
| ３ | 寝返り | できる | 何かにつかまれば  できる | できない |
| ４ | 起き上がり | できる | できない |  |
| ５ | 座位保持 | できる | 支えがあれば  できる | できない |
| ６ | 移　乗 | できる | 見守り・一部介助が必要 | できない |
| ７ | 移動方法 | 介助を要しない移動 | 介助を要する移動 |  |
| ８ | 口腔清潔 | できる | できない |  |
| ９ | 食事摂取 | 介助なし | 一部介助 | 全介助 |
| １０ | 衣服の着脱 | 介助なし | 一部介助 | 全介助 |
| １１ | 他者への意思の伝達 | できる | できる時とできない時がある | できない |
| １２ | 診療・療養上の指示が  通じる | はい | いいえ |  |
| １３ | 危険行動への対応 | ない | ある |  |

* 得点：０～１９点
* 得点が低いほど、生活自立度が高い

記入について

◎日常生活機能評価表の記入は、院内研修を受けた者が行うこと。

◎院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了した者（修了証が交付されている者）もしくは

評価に習熟したものが行う研修であること。

＊国及び医療関係団体等が主催する研修（1日程度）であること。

＊講義及び演習により次の項目を行う研修であること。

・日常生活機能評価の考え方、日常生活機能評価表の構成と評価方法

・日常生活機能評価に係る院内研修の企画・実施・評価方法

【参考】

1. 脳卒中を対象疾患とする場合にあっては、医療法第３０条の５の規定に基づき都道府県が

作成する医療計画に記載されている病院又は有床診療所であること

２．地域連携診療計画に、退院基準、転院基準及び退院時日常生活機能評価を明記すること

３３